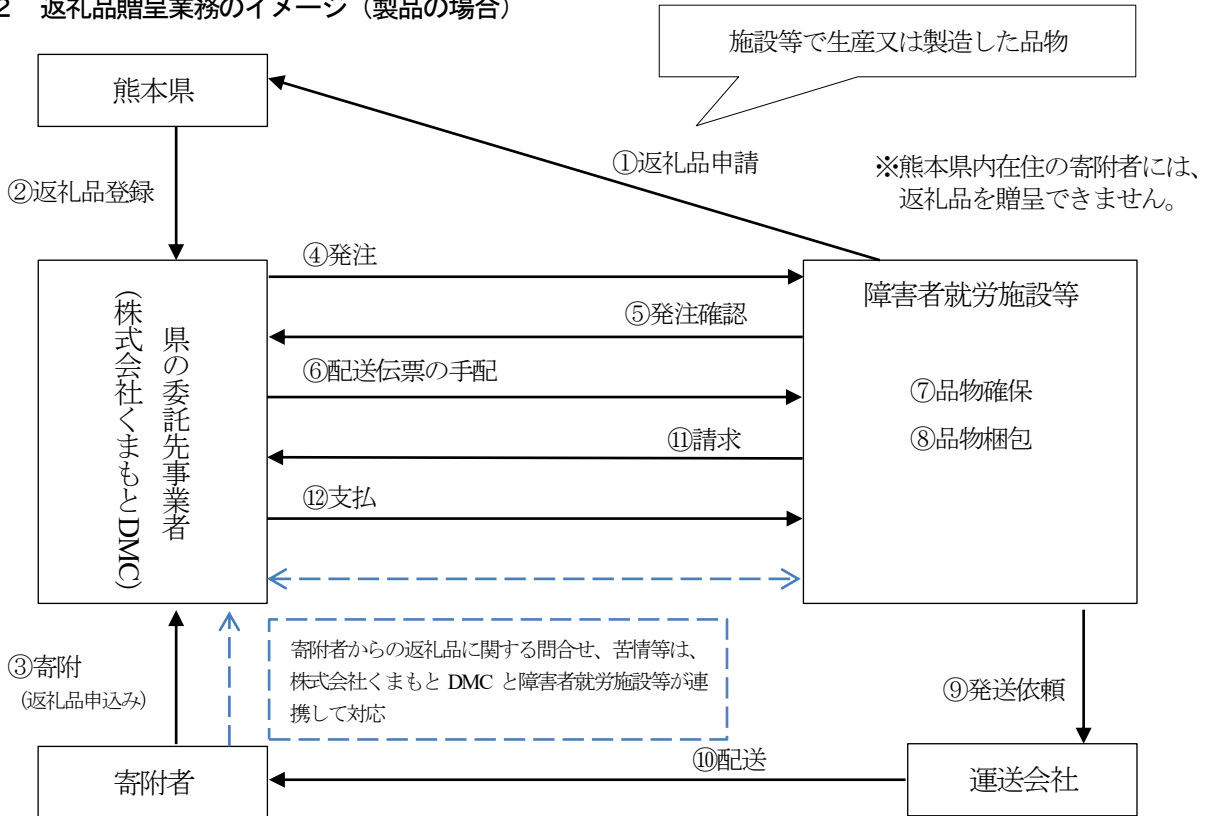


# ふるさとくまもと応援寄附金返礼品（障害者就労施設等）募集要項

## 1 概要

障害者就労施設等（以下「施設等」という。）の製品等を熊本県のふるさと納税（ふるさとくまもと応援寄附金）の返礼品として募集し、所定の要件を満たす製品等を返礼品として選定します。

## 2 返礼品贈呈業務のイメージ（製品の場合）



### <返礼品の発送について>

- 株式会社くまもと DMC から施設等に対し、寄附者情報を記載した配送伝票を手配するため、施設等はその配送伝票を使用して発送（運送会社への集荷依頼）を行う。配送伝票により出荷・配送

## 3 返礼品登録に係るスケジュール

① 応募書類受付	令和8年（2026年）6月12日（金）（年1回）
② 審査結果の通知	6月下旬 ※選定された場合は、結果通知と併せて「返礼品登録シート」様式を送付
③返礼品登録シート提出期限	別途通知 ※株式会社くまもとDMCへ直接提出
③ 返礼品寄附申込受付開始	令和8年（2026年）10月1日（木）

【返礼品登録シート】※様式は、申請受付後に個別に送付します。

返礼品をふるさと納税ポータルサイト等に掲載するために必要な情報（返礼品の詳細情報（産地、内容量、原材料、アレルギー表記、賞味期限等）、アピール等）を記載するものです。

なお、掲載に当たり、記載内容について熊本県で所要の調整を行うことがあります。

#### 4 返礼品の要件

次の要件を全て満たす製品等であること。

(1) 別記1に掲げるふるさとくまもと応援寄附金返礼品選定基準を満たしていること。

(2) 次の要件のいずれかを満たしていること。

ア 障害者就労施設等において生産されたもの。

イ 障害者就労施設等において原材料の主要な部分が生産されたもの。

ウ 障害者就労施設等において製造・加工・その他の工程のうち主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じているもの。

※要件を満たしているかは、総務省が示している「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」に準じて御判断ください。

#### 5 施設等の要件

次の要件を全て満たす者であること。

(1) 別記2に掲げる障害者就労施設等であること。

(2) 次のアからウまでの各業務を実施できる体制を有していること。

ア あらかじめ寄附者に提示した量及び質の返礼品を確保し、汚損・破損がないように確実に梱包して寄附者に遅滞なく送付できること。

イ 寄附者の個人情報を厳密に管理できること。

・返礼品発送に必要な個人情報（送付先住所、氏名、電話番号等）を、情報漏洩が発生しない状況下で管理できること。

ウ 株式会社くまもとDMCと連携して返礼品の発送等を行う体制があること。

・株式会社くまもとDMCからの発注や、寄附者からの返礼品に関する問合せ、苦情等に関するメール等による連絡を確実かつ適時に確認し、迅速に対応できること。

(3) 次のア及びイを全て満たす者であること。

ア 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

イ 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(4) ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録要項第3条の要件を満たしていること。

#### 6 その他

(1) 返礼品は、ふるさとくまもと応援寄附金を受け付ける各ポータルサイトに掲載します。

(2) 送料

施設等は株式会社くまもとDMCから手配される配送伝票を使用するため、送料の支払いは生じません。送料は株式会社くまもとDMCが運送会社に直接支払います。

(3) 寄附金額

返礼品を申し込む際の寄附金額は、返礼品金額及び送料等の経費を考慮し、熊本県において決定します。

## 7 返礼品の選定方法等

### (1) 選定

熊本県において上記4及び5の要件を満たすことを確認し、選定します。

### (2) 結果の通知

電子メールにより行います。

また、提出いただいた書類は、熊本県情報公開条例等に基づき公開することがあります。

## 8 応募方法等

### (1) 提出書類

#### ① 返礼品に関する提出書類

ア 返礼品申請書（別添様式）

イ その他参考資料（必要に応じて）

#### ② 提供事業者登録に関する提出書類

ア ふるさとくまもと応援寄附金感謝の品等提供事業者登録申請書兼誓約書（別添様式第1号）

### (2) 提出期限

「3 返礼品登録に係るスケジュール」をご参照ください。

### (3) 提出方法

#### ①返礼品に関する提出書類

電子メール（郵送、持参等の電子メール以外の方法による提出は、受け付けません。）

<提出先> zeimu25@pref.kumamoto.lg.jp

#### ② 提供事業者登録に関する提出書類

郵送（提出期限必着）

<提出先> 「11 本件に関するお問合せ先」記載の住所

## 9 質問の受付及び回答

### (1) 受付方法

電子メール（電話等の電子メール以外の方法による提出は、受け付けません。）

<提出先> zeimu25@pref.kumamoto.lg.jp

### (2) 回答方法

質問者に対し、質問を確認してから1週間以内に電子メールにより回答します。

なお、選定過程に関する質問には回答しません。

回答に時間を要するものについては、その限りではありません。

## 10 各種資料掲載先

- ・ふるさと納税について（総務省ふるさと納税ポータルサイト）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)

- ・ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（総務省ふるさと納税ポータルサイト）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001067605.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001067605.pdf)

- ・熊本県ふるさと納税特設ページ

<https://furusato-tax.pref.kumamoto.jp/>

## 11 本件に関するお問合せ先・応募書類提出先

熊本県総務部市町村・税務局税務課 税務企画班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 (熊本県庁行政棟本館3階)

電話 096-333-2098 FAX 096-387-4901

メールアドレス zeimu25@pref.kumamoto.lg.jp

※原則として電子メールによりお問合せ願います。

## 別記1

### ふるさとくまもと応援寄附金返礼品選定基準

総務大臣が定める基準（平成31年総務省告示第179号）を満たした上で、県産品については次の(1)を、体験型返礼品については次の(2)を満たすこと。

- (1) 次の①～⑦のすべてを満たし、⑧～⑩のいずれかを満たすこと
  - ① 安定的に必要な数量が供給できること（調達業者のめどが立つものであること）
  - ② 特に生ものは、傷みやすいため、新鮮な状態で供給可能なこと
  - ③ 別表の金額以内（送料を除く）であること
  - ④ 規格外品など県のイメージ低下につながる可能性のあるものでないこと
  - ⑤ 個人や団体の趣味や特技により私的に作成したもの（工芸品を除く）や特定の宗教・宗派・思想・信条等に関わるものでないこと
  - ⑥ 書籍は熊本県が出版したものであること
  - ⑦ 定期便は6回を上限とすること
  - ⑧ 熊本県の特産品で、魅力ある物品であること
  - ⑨ 県の事業とかかわりがあること（県南フードバレー事業に関する品物 等）
  - ⑩ 県内広域（複数地域）の品物が組み合わせられていること
- (2) 次の①～③のすべてを満たし、④、⑤のいずれかを満たすこと
  - ① 安定的に必要な数量が供給できること（調達業者のめどが立つものであること）
  - ② 別表の金額以内（送料を除く）であること
  - ③ イベントチケット等は、イベントが県と関わり（主催・共催・後援等）があること
  - ④ 熊本県の伝統工芸、文化、自然、アクティビティなど熊本らしい体験ができるものであること
  - ⑤ 観光振興等県の施策に寄与するものであること

なお、ポータルサイト掲載後1年を経過した時点で、申込状況等を確認し取扱中止の見直しを行う場合がある（寄附額10万円以上の返礼品、障害者就労施設等返礼品、NPO等支援分返礼品は除く）。

#### 【別表】

寄附金額	返礼品金額（上限）（税込）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1万円以上</li><li>・ 現地決済型ふるさと納税サービスによる寄附金に限り、1万円未満も可とする。</li><li>・ 1千円単位で設定</li><li>・ 上限については、別途返礼品金額に関する覚書により規定することとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 寄附金額の30%</li></ul>

## ※平成31年総務省告示第179号

(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
  - 七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## 別記2

「障害者就労施設等」（令和8年度（2026年度）熊本県障がい者優先調達推進方針 4に掲げる施設等と同じ）

### ○ 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）
    - (※) 重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする。
    - ①障がいの雇用者数が5人以上
    - ②障がいの割合が従業員の20%以上
    - ③雇用障がい者に占める重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
  - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
  - イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）
- (5) 共同受注窓口

会則等で、障がいの就労へつながる取組等の各種支援を目的としていることが明らかであり、複数の障害者就労施設等（障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）に対して、物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者